

【Monimoto レンタルサービス 利用規約】

第1条 本規約および本サービスの変更

本規約は、株式会社 BalticVision（以下「当社」という）が提供する Monimoto（モニモト）レンタルサービス（以下「本サービス」という）の利用基本事項について定めるものです。

第2条 本サービスの適用範囲

本サービスの適用範囲は、当社が貸し出す Monimoto（モニモト）およびその付帯商品（以下「レンタル製品等」という）に限ります。本サービスの利用のために、利用者保有の機器やソフトウェア（以下「利用者保有機器等」）を使用する場合、利用者保有機器等の仕様および動作に依存する、一切の動作保証および使用目的への適合性の保証を当社はしないものとします。また、天災地変等の不可抗力に起因する不具合や回線を所有する通信会社に起因する利用不可能等の事態について当社は一切の責任を負わないものとします。

また、本サービスを利用しているにも関わらず、設置車両が盗難された場合でも、当社は利用者の損害について責任を負いかねます。

第3条 本人確認書類の提示

利用者は、本サービスの申込の際に本人確認書類を当社の求めに従い提示するものとします。

第4条 レンタル契約の成立

利用者と当社間のレンタル契約は、利用者が当社所定の方法により利用申込みを行い、かつ、当社が当該申込の内容を適当と認め当社が利用者に申込みの承諾をした時に成立するものとします。レンタル期間終了後、利用者が機器を返却し、当社にて受け取り、破損など問題がないことを確認した時点で契約終了となります。

第5条 初期不良等

製品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡いただくものとします。当社は同種同等の代替品をレンタルいたします。代替品がない場合はご使用ができなかった期間のレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとします。

第6条 紛失および破損等

製品が利用者の手元にある間に盗難されたまたは紛失した場合、およびその他の理由で返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えていればその期間の延長料金）の他に、当社は利用者に当社規定の弁償代金（本体 25,000 円（税別）、キー 3,500 円（税別））を請求できるものとし、利用者は当社に当該事態の場合に

報告義務があるものとします。

利用者が商品を使用するにあたり、利用者の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いかねます。

第7条 解約および解除

利用者が当社に対して、解約の意思を当社からの発送前に示した場合、当社は当該解約を承諾するものとします。それ以降は契約更新日までキャンセルはできかねます。

本サービスを解約したい場合は、更新日の7営業日前までに当社に申し出ることとします。申し出がない場合はサービスは自動的に更新されます。レンタル期間中に途中で解約された場合でも、当初定めたレンタル期間の料金の返却はできません。

利用者の行為が次のいずれかの各号に該当すると当社が判断した場合、当社は利用者 に予告なく本契約を強制的に解除でき、延長料金、弁償代金等を請求できるものとします。

- (1) 申込内容に偽りがあった場合
- (2) 料金の支払い義務を怠った場合
- (3) 本規約に定める利用者の禁止事項のいずれかに該当した場合
- (4) 連絡がなくかつ契約期間満了予定日を過ぎた場合
- (5) 利用者が解約の意思を示さず受取り予定日を過ぎてもレンタル端末等が返却されなかった場合

第8条 レンタル期間と機器等の返却

レンタル期間とはレンタル使用期間を差し、輸送期間を含みません。

レンタル期間終了後は利用者は5営業日以内に当社に着荷するように返送するものとします。5営業日を過ぎた場合は、期間終了日を基準として延長料金1,000円（税抜き）を日数分を契約しているクレジットカードに請求いたします。往復送料はレンタル料金に含まれています。

商品を返還される場合に通常の使用による損耗、原価以上に商品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。

第9条 利用者の報告義務

利用者は次に該当する場合、速やかに当社に連絡をするものとします。

- (1) 申込み内容に変更があった場合
- (2) 商品を破損・盗難・紛失、もしくは解約後返却できない場合
- (3) レンタル 契約期間の延長を希望する場合

第10条 個人情報の取扱い

詳細はプライバシーポリシー (<https://monimoto.jp/privacy-policy/>) をご覧ください。

第11条 その他の利用者の承諾事項

利用者は、次の行為をしないものとします。

- (1) レンタル端末等の第三者への譲渡・貸与
- (2) レンタル端末等から SIM カードを取り外す行為
- (3) その他レンタル端末等を通常の使用方法以外の方法で使用すること

利用者は、次の事項を承諾するものとします。

- (1) レンタル端末等は貸出毎に継続的に使用される
- (2) 地形や建物の構造上、本サービスのサービスエリア内であっても現地の通信事情等で繋がり難い場所があり、通信事業者の都合等により利用できない事態が発生する可能性がある
- (3) レンタル端末等は精密機器のため通常に使用していても故障する、また消耗性があるので劣化することがある
- (4) 当局からの要請があった場合、契約者情報を公開することがある
- (5) 利用者保有の機器等の改造、変更および追加等本サービスの提供方法を変更する義務を当社は負わないものとし、利用者によるデータ通信型サービスへの付属ソフトウェアのインストール・アンインストールに伴う障害またはデータ通信型サービスご利用中の利用者保有機器における障害について当社は一切の責任を負わない

第12条 損害賠償の請求

利用者は次の行為をしないものとし、次の各号の規定の1項目にでも該当したことにより当社が損害を被った場合は、当社はその損害を請求することができるものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 当社または第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (3) 犯罪行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- (4) サーバへの不正なアクセスなど、データ通信型サービスの運営を妨げる行為
- (5) 公序良俗またはその他法令に反する行為またはそのおそれのある行為
- (6) 特定商取引に関する法律に違反する行為

当社は次の各号に該当する場合、サービスの利用停止または一時中断の措置をとることがあります。この場合、当社が適当と判断する方法で事前に申込者または利用者にもその旨を通知するものとします。但し、緊急の場合または止むを得ない事情により通知できない場合、この限りではありません。

- (1) 設備またはサービス障害、メンテナンス工事等により通信ができない場合
- (2) 接続事業者およびアプリケーション提供元の都合により通信ができない場合
- (3) その他技術上または当社の業務の遂行上やむを得ない場合

第13条 準拠法・裁判の管轄

本利用基本規約における準拠法は日本国法とし、本利用基本規約により生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〈ご相談窓口〉

本規約と個人情報についてのお問合せについては「下記お問い合わせ先」までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

株式会社 BalticVision (Monimoto 日本正規代理店)

東京都杉並区荻窪 3-11-5

TEL/FAX 03-6260-8920

(お電話でのお問い合わせは平日 10 時～17 時までとなります)

メール support@balticvision.co.jp

ウェブサイト monimoto.jp